

**「幸田町手話言語の理解及び普及に関する条例（案）」
に対する意見及び回答**

提出者	幸田町在住 男性	窓口持参
意見内容		回答・処理方法
	<p>◎ 条例の名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1頁の条例の名称が少々長くて町民の皆さんに知っていただけるには簡単明瞭で、端的に短く分かり易い名称を希望します。 <p>全国の多くの自治体の65%以上が採用している『行政名+手話言語条例』が良いと考えます。</p> <p>条例名に手話言語の理解や普及が付けられていますが、各々の条文で詳しく説明がされており、条例名に記入する必要は無いと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討させていただきます。
	<p>◎ 前文について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1頁の前半に書かれている内容は（前文）としてまとめた方が分かりやすく <p>この内容で、「医療、福祉、教育、労働、その他のあらゆる分野で・・・」とある中に、是非とも防災を付け加えて頂きたい。</p> <p>また、（目的）の2行前に「手話が言語であると・・・」文言がたった一語しか記載されておられません。</p> <p>初めて手話に関心を持つ多くの人達が、その「手話は言語であると・・・」という背景を簡単に知る事が条例の理解を得るために重要と考えます。</p> <p>例えば、2017年12月第72回国連総会で障害者の権利に関する条例で「手話は言語である」と決議されています。また、日本ろうあ連盟が市町村向けに手話言語条例モデル案の中で「障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられた・・・」とあります。</p> <p>この様なわずかな記載で良いかと思えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「防災」の文言につきましては、必要性を考え、追加する方向で検討させていただきます。 ・手話が言語であるということは、上位法にあたる障害者基本法第3条第3項において既に明記されているため、本町の条例内で詳細な記載は省略させていただきます。幸田町が目指すべき条例は、「手話＝言語」ということを啓発するのはもちろんのこと、誰しものが手話を理解し、挨拶などを手話で出来るように普及していくことです。御理解ください。
	<p>◎ 2頁の（基本理念）に修正および追記を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2頁の（基本理念）2「手話の理解等の促進は、」ろう者の自立した・・・を続け、更に続けて・・・地域社会の実現を目指「して行わなければならない。」すものとする。 <p>ここで「」内は削除した方がスッキリと思えます。</p> <p>次に3項を追加して</p> <p>「3 手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解等の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションが出来る環境を構築するものとする。」</p> <p>基本理念に手話が言語である事をハッキリと表記したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のありました箇所を削除いたしますと、ろう者の何に対しての権利が尊重されるべきなのかが曖昧になってしまうため、現行のままとさせていただきます。御理解ください。 ・手話を用いてのコミュニケーションが出来る環境の整備につきましては、第4条町の責務として明記されています。

	<p>◎ 3頁の（町の責務）追記を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3頁の3（3）の後に、4項を追加して「4 ここに規定する施策の実施状況を点検・見直しの為の関係各団体等が参画する例えば『幸田町〇〇〇推進会議』などを設置して、実施状況の公表をするとともに不断の点検・見直しを行い、より良い生きた条例にしなければなりません」この4項を追加願いたい。 <p>条例の制定および施策の実施も大事ですが、公表・見直しも必要です。また、現在も活動中の【幸田町聴覚障害者連絡協議会】の存在は非常に重要で、何らかの形で本条例に深く関わる事が出来る様に配慮が必要と考えます。</p> <p>また、この連絡協議会を多くの町民の方にとって頂き、一緒に参加・活動を広めたいと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議の設置につきましては、条例は検討委員会内で検討させていただいており、幸田町聴覚障害者連絡協議会様にも委員として入っていただいております。今後も幸田町聴覚障害者連絡協議会様のほか、啓発を始めとする施策について意見交換等を行っていきたいと考えています。
	<p>◎ 4頁の第12条の後に新たに第13条を追記を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（手話を用いた情報発信等） <p>第13条 町は、ろう者が町政に関する情報を速やかに得ることが出来る様に、手話を用いた情報発信に努めるものとする。</p> <p>現在も色々と発信されていますが、更なる工夫と努力をお願いしたい。</p> <p>4頁の（事業者への支援）に続く</p> <p>第13条を14に修正して、以降の第14条および第15条も順に繰り延べて修正します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手話を用いた情報発信につきましては、第4条に記載しています。御理解ください。